

「自治体システム等標準化検討会」

第15回議事概要

日 時：令和4年8月30（火）15時～17時

場 所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

- （座 長）
庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授
- （分科会長）
後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長
- （構成員）
西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長
木野内 誠 筑西市企画部情報政策課課長補佐
岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課課長
千葉 大右 船橋市 デジタル行政推進課 課長補佐
摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長
坪田 充博 日野市企画部情報政策課長
森 圭子 藤沢市 市民自治部市民窓口センター長補佐（欠席）
大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐
金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長
片桐 康則 飯田市 市民協働環境部市民課課長補佐
鎌田 英希 倉敷市企画財政局企画財政部参事兼情報政策室長
津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐
能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合 事務局副主幹
寸田 弘樹 京都府町村会企画振興課課長補佐（代理出席）
西川 亨 全国知事会調査第一部長
百武 和宏 全国市長会行政部長
西嶋 大文 全国町村会行政副部長（代理出席）
樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構 住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長
佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター副センター長
吉田 稔 地方公共団体情報システム機構 被災者支援システム全国サポートセンター長
吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長（欠席）
前田 みゆき デジタル庁プロジェクトマネージャー
三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー

吉川 浩民	総務省自治行政局長
三橋 一彦	総務省自治行政局審議官
田中 聖也	総務省自治行政局行政課長
中西 則文	総務省自治行政局行政課行政企画官
寺田 雅一	総務省自治行政局住民制度課長
臼井 智彦	総務省自治行政局住民制度課理事官
影山 直志	総務省自治行政局住民制度課課長補佐
福富 茂	総務省自治行政局マイナンバー制度支援室長
奥田 隆則	総務省自治行政局デジタル基盤推進室長
羽田 翔	総務省自治行政局デジタル基盤推進室理事官
小牧兼太郎	総務省自治行政局地域情報化企画室長
折笠 史典	総務省情報流通行政局地域通信振興課長
小川久仁子	総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官（総括担当）
（準構成員）	
日名子大輔	株式会社 RKKCS 企画開発本部企画部長
上田 公子	Gcom ホールディングス株式会社第 1 製品開発部長
新谷 則之	株式会社 TKC ユーザ・インターフェイス設計部 住民情報・福祉情報システムグループ課長
西澤 那智	株式会社電算 開発本部ソリューション 1 部主幹
藤野 正則	日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門プロフェッショナル
青木 弘明	株式会社日立システムズ 公共・社会事業グループ公共情報サービス第一事業部第一開発本部主任技師
大村 周久	富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部第一ソリューション部長

【議事】

1. 住民記録システム標準仕様書【第 3.0 版】案、印鑑登録システム標準仕様書【第 2.0 版】案及び戸籍附票システム標準仕様書【第 1.0 版】案 について
2. デジタル庁における最近の検討状況について

【概要】

1. 状況報告・意見交換

デジタル庁及び事務局より説明を実施

- (1) 住民記録システム標準仕様書【第 3.0 版】案、印鑑登録システム標準仕様書【第 2.0 版】案及び戸籍附票システム標準仕様書【第 1.0 版】案 について

■住民記録システム

- P.13の転入通知未着者一覧の作成について、使用用途として想定されていた本籍地への通知が削除されている。一方、P.22のうち項番20.3.3の転出証明書に準ずる証明書は「転出予定者で職権消除となったもの」に発行する等の文言が見受けられるため、矛盾を感じるのだが説明いただきたい。
- P.22の項番20.3.3の内容は、転出届が何らかの事情で出すことができず、転出をした日から14日以降に転出届を出した者や実態調査等で職権消除となった者に対して発行する転出証明書に準ずる証明書を指している。一方でP.13は、転出届を提出した者が自市区町村にとどまっていることが判明した場合は転出届を取消し、住民票を職権回復させることが可能である旨を示している。従って、P.13とP.22は関連しない認識である。
- 住民票がない者が新しく住民票を作成しようとした際に、どのような手続きや書類が必要かをどう住民に説明すればいいのかが理解できていない。
- 転出証明書を発行できない事例だと認識しており、住基ネットを利用して最終転出地を探すことも1つの手段だと考える。それでも探すことが不可能である場合は、戸籍謄本や戸籍附票を添付してもらい、転入し、最終住所地を確認する流れと想定している。過去において、附票の仕組みとして、転入ベースで記載するため、転出届であったものを便宜的に職権消除するという運用がもしかしたらあったのかもしれないが、この運用は法律上想定していないと言わざるを得ない。
- 承知した。
- P.32の「継続検討事項」のうち文字要件について、外字が入ることが前提で検討を進めているのか。標準化及びデータ利用を考えると、外字は可能な限り無くしていきたい認識である。
- 外字については、CSから受信した通知書等をどのように取り扱うかについて、住基ネット統一文字が存在する前提となっているため、現在の仕様書では、外字が存在する整理となっている。デジタル庁が作成しているデータ要件・連携要件も一部経過措置が設けられており、戸籍の中で外字が残ることが現時点では想定されているものと理解している。
- 文字要件については基本的に外字を無くす方針としており、外字を新たに作成することは許容されず、現在存在している外字を同定又は縮退して文字情報基盤等の管理された文字を取り扱うこととしている。ただし、デジタル庁が定める外字の定義としては、使用するシステムに標準で搭載されておらず、自治体で独自に登録されている文字を指すため、文字情報基盤文字以外が外字であるといった整理ではない点については留意いただきたい。デジタル庁で文字要件を管理し、管理されている文字要件を住民サービスに使用いただく想定である。具体的な実装方式や文字情報基盤については今年度下期にかけて整備していく。(デジタル庁)
- 今後の法改正及び運用にあたって、どのような体制でどのように進めていくべきかについて具体的な課題をあげていくべきではないか。
- 関係府省会議資料によると、定期的に法律改正とあわせてシステム標準仕様書を

見直すように定められている。改定においても自治体職員の日常業務に支障のないように体制を整えて対応させていただく。

→承知した。

(2) デジタル庁における最近の検討状況について

■ スケジュール

○基本方針に関するスケジュールは提示されているが、各仕様書に対する改定スケジュールが示されていない。それぞれどのような時期に改定をしてくのか。

→現時点ではまず、グループ1とされている各業務の継続検討課題について早急に検討を進めていく認識である。また、今後の運用(標準仕様書のメンテナンス等)をいつ位置づけるのか等の段取りを整理し、関係府省と合意をとる必要があるため、まず総務省とデジタル庁で検討し、関係府省と議論して決定していきたい。(デジタル庁)

→承知した。

○OP.1について、期限が「2025年度」とされているものと「2025年度末」とされているものの違いはあるか。

→実質的には違いはない。しかし「2025年度まで」と示している理由として、早めの実装を後押ししたいという意図はある。(デジタル庁)

→いずれにしても前倒しで標準準拠システムへの移行を実施することが推奨される認識で問題ないか。

→ご認識のとおりである。(デジタル庁)

■ ガバメントクラウド

○OP.2の「⑧ガバメントクラウド」の扱いについて、ガバメントクラウド以外も許容されていることが基本方針 0.8 版等で記載されている。ガバメントクラウドと同等の基準を満たすことが難しいためガバメントクラウドを利用せざるを得ないと事業者から意見をもらっているが、データセンター設置も含めて基準を緩める可能性があるか教えてほしい。

→ガバメントクラウドの利用は法律上努力義務であり、それ以外の環境を利用することは許容される整理としている。ただ、性能面や経済合理性等の観点でガバメントクラウドと比べて優れていると自治体が判断した場合は許容されるという点にご留意いただきたい。データセンターについては、ガバメントクラウドの選定基準として国内設置と限定している。先行事業の事業者は外資系クラウドとなっているが、物理的所在地は日本国内であるため、活用できる環境は最新かつ最高のものとなるよう引き続き選定していきたい。(デジタル庁)

→理解した。

○ガバメントクラウドの利用にあたって費用の考えを示してほしい。情報がほとんどないため共同利用は補助金がないのではないかと懸念している。

→共同利用については SaaS を想定しており、コストを削減していく有効な手段と考え

る。財政措置については現時点で明言できないが、様々なリフトの仕方や選考事業成果も踏まえて、費用を含めたガバメントクラウド利用基準を今後最新化していく。(デジタル庁)

→了解した。

■文字要件

OP.2に記載されている移行期間と経費について、関係各所危機感を感じている。また、文字要件について税ではJISを利用すると定められているが、JISを利用する理由は何か確認したい。

→公証の観点が強いのものは文字情報基盤を使用していくが、他業務は利便性の観点からJISと定めている。(デジタル庁)

→了解した。文字要件については慎重に判断いただきたい。

■適合性確認

○ほとんどの自治体において職員は標準準拠システムについての理解が浅いため、Fit&Gap分析も自治体職員で実施しておらず事業者に委託しているのが現状である。適合性確認も同様の状況が想定されるため、デジタル庁として推奨する適合性確認の実装方法を示すほうが望ましい。

→自治体が円滑に適合性確認できるようにデジタル庁としての責任を果たしていきたく、デジタル庁で適合性確認試験・ツールを開発及び配布を考えている。機能改善については念頭において進めさせていただく。引き続きご指導いただきたい。(デジタル庁)

○確認用のツールについては、データ移行ではなく調達時に確認できるような仕組みが必要であるため、検討いただきたい。

→ご意見についてはごもっともであり、効率性の観点で適合確認試験を同じツールを用いて実施する方向で検討を進めている。(デジタル庁)

→承知した。

■その他

○今後BPRに即した運用を検討していく認識であるが、適宜意見照会をさせていただきたい。

→システムの仕様を作成した後、運用を見直す必要がある認識であり、住民記録システム等の仕様書にもその旨を記載している。引き続きデジタル庁と検討を進めさせていただく。

○本事業の事業要件を提示しない限り先に進まないのではないか。その中でも回線に関する検討が進んでいないと認識している。どこかで回線の接続ポイントができるためその接続ポイントまでは各自治体で回線を引いてもらうという前提のようだが、費用負担や回線の太さについて事業要件として定められていない限り目標達

成が難しくなると考える。回線の検討が遅れている場合は早急に着手いただきたい。最後に、SaaS 型のサービスであれば必要な要素を抽出し、横並び調整を実施する必要があると考える。

→回線については NaaS を念頭に検討しており、具体的には、デジタル庁選考事業をもって NaaS での接続を検証している。検証内容・結果については適宜共有させていただく。事業要件や横並び調整についてはご指摘のとおりであるため、デジタル庁としての責務を果たしていきたい。(デジタル庁)

○基本方針の中に標準化対象事務について変更される可能性はあるか。

→現在 20 業務と定めているが、20 業務から追加される可能性はある想定である。その際はしかるべき手順を進めさせていただく。(デジタル庁)

→承知した。

2. 閉会

本検討会において、住民記録システム標準仕様書【第 3.0 版】案、印鑑登録システム標準仕様書第【2.0 版】案、戸籍附票システム標準仕様書【第 1.0 版】案についていただいた意見は、会長・座長・事務局で整理し適宜修文して標準仕様書および照会結果としてとりまとめる。また、エクセル化を実施するとともに、デジタル庁が作成するデータ要件・連携要件の内容に基づき最終確認する。

以上